

○日本育英会役員給与規程

昭和41年3月31日

達第489号

改正 昭和42年3月29日達第503号

昭和43年2月14日達第521号

昭和43年7月30日達第535号

昭和45年3月31日達第557の2号

昭和45年7月31日達第565の2号

昭和46年3月31日達第576の2号

昭和47年2月12日達第582号

昭和47年3月21日達第582の2号

昭和47年6月8日達第592の2号

昭和47年9月6日達第596の2号

昭和48年1月31日達第603号

昭和48年3月24日達第604の2号

昭和49年1月14日達第622号

昭和49年4月27日達第629号

昭和49年6月4日達第632号

昭和49年12月27日達第639号

昭和50年3月30日達第642号

昭和51年1月9日達第653号

昭和51年3月15日達第655号

昭和51年11月30日達第667号

昭和51年12月18日達第670号

昭和52年2月7日達第673号

昭和52年12月28日達第683号

昭和54年11月30日達第702号

昭和55年5月31日達第719号

昭和56年2月25日達第724号

昭和56年4月28日達第729号

昭和59年1月25日達第758号

昭和59年12月27日達第776号

昭和60年12月24日達第782号

昭和61年12月10日達第791号

昭和62年12月16日達第806号

昭和63年12月20日達第818号

平成元年12月18日達第828号

平成2年1月25日達第831号

平成2年12月26日達第844号  
平成3年12月24日達第854号  
平成4年4月30日達第873号  
平成4年12月17日達第879号  
平成5年11月24日達第886号  
平成6年8月31日達第901号  
平成6年11月15日達第905号  
平成7年11月7日達第920号  
平成8年1月30日達第924号  
平成8年12月16日達第932号  
平成10年3月12日達第956号  
平成10年11月25日達第974号  
平成13年1月6日達第1006号  
平成13年3月28日達第1008号  
平成13年12月28日達第1028号  
平成14年3月29日達第1031号  
平成14年11月28日達第1056号  
平成15年7月9日達第1079号  
平成15年10月30日達第1082号

(総則)

第1条 日本育英会の会長、理事長、理事および監事（以下「役員」という。）の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給定日)

第3条 役員給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(俸給)

第4条 常勤の役員俸給月額、次のとおりとする。

理事長 99万9千円

理事 89万円

監事 76万3千円

(特別調整手当)

第4条の2 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあつて

は、俸給月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第4条の3 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第5条 特別手当は、6月及び12月において、それぞれの月の1日（以下「支給基準日」という。）に在職する常勤の役員に対し、そのつど別に定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となつた者を除く。）についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの支給基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき俸給月額及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 前項に規定する在職期間には、国家公務員が任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となつた場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは、「会長」、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第5条の2 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

会長 月額35万7千円

監事 月額1万7千円

2 監事が常勤の国家公務員である間は、前項の手当は支給しない。

(月の途中で就任または退任した場合の給与)

第6条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に就任当月分の給与（通勤手当及び特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が常勤の役員となつた日の前日にいたるまでの日曜日以外の日の

数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に対する退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第7条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年3月31日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。
- 2 日本育英会役員の報酬等に関する規程（達第325号）は廃止する。
- 3 昭和49年度に限り、第5条の規定による特別手当のほか、昭和49年4月27日に在職する役員に対して、同日において役員が受けるべき俸給の月額等の合計額（第5条の規定により支給される特別手当の額の計算の基礎となる俸給の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額を支給する。

附 則（昭和42年3月29日達第503号）

- 1 この改正規程は、昭和42年3月29日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の前に改正前の規程に基づいて昭和41年9月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和43年2月14日達第521号）

この改正規程は、昭和43年2月14日から施行する。

附 則（昭和43年7月30日達第535号）

- 1 この改正規程は、昭和43年7月30日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和43年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和45年3月31日達第557の2号）

- 1 この改正規程は、昭和45年3月31日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の前に改正前の規程に基づいて昭和44年12月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和45年7月31日達第565の2号）

- 1 この改正規程は、昭和45年7月31日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和45年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和46年3月31日達第576の2号）

- 1 この改正規程は、昭和46年3月31日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和45年6月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和47年2月12日達第582号）

この改正規程は、昭和47年2月12日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月21日達第582の2号）

改正 昭和49年1月14日達第622号

昭和50年3月20日達第642号

- 1 この改正規程は、昭和47年3月21日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和46年5月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和47年6月8日達第592の2号）

この改正規程は、昭和47年6月8日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附 則（昭和47年9月6日達第596の2号）

- 1 この改正規程は、昭和47年9月6日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和47年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年1月31日達第603号）

- 1 この改正規程は、昭和48年1月31日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和47年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年3月24日達第604の2号）

- 1 この改正規程は、昭和48年3月24日から施行し、昭和48年3月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の前に改正前の規程に基づいて昭和48年3月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和49年1月14日達第622号）

- 1 この改正規程は、昭和49年1月14日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和48年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和49年4月27日達第629号）

この改正規程は、昭和49年4月27日から施行する。

附 則（昭和49年6月4日達第632号）

- 1 この改正規程は、昭和49年6月4日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和49年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年12月27日達第639号）

- 1 この改正規程は、昭和49年12月27日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第5条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 改正前の日本育英会役員給与規程に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和50年3月30日達第642号）抄

- 1 この改正規程は、昭和50年3月20日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 3 この改正規程による改正前の日本育英会役員給与規程に基づいて昭和49年4月1日以後の分として役員に支払われた給与は、この改正規程による改正後の日本育英会役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年1月9日達第653号）

- 1 この改正規程は、昭和51年1月9日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和50年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年3月15日達第655号）

- 1 この改正規程は、昭和51年3月15日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正前の日本育英会役員給与規程に基づいて昭和50年4月1日以後の分として非常勤の役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年11月30日達第667号）

この改正規程は、昭和51年11月30日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月18日達第670号）

- 1 この改正規程は、昭和51年12月18日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和51年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和52年2月7日達第673号）

- 1 この改正規程は、昭和52年2月7日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正前の日本育英会役員給与規程に基づいて昭和51年4月1日以後の分として非常勤の役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和52年12月28日達第683号）

- 1 この改正規程は、昭和52年12月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和52年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和54年11月30日達第702号）

この改正規程は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月31日達第719号）

この改正規程は、昭和55年5月31日から施行する。

附 則（昭和56年2月25日達第724号）

この改正規程は、昭和56年2月25日から施行し、昭和56年2月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月28日達第729号）

- 1 この改正規程は、昭和56年4月28日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の前に改正前の規程に基づいて昭和56年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年1月25日達第758号）

- 1 この規程は、昭和59年1月25日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規程は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年12月27日達第776号）

- 1 この規程は、昭和59年12月27日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第5条の2第1項中「（昭和59年7月1日現在在職する者に限る。）」の規定を除く。）は、昭和59年4月1日から、改正後の規程第5条の2第1項中「（昭和59年7月1日現在在職する者に限る。）」の規定は、昭和59年7月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年12月24日達第782号）

- 1 この規程は、昭和60年12月24日から施行する。ただし、第4条の2第1項の改正規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年12月10日達第791号）

- 1 この規程は、昭和61年12月10日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年12月16日達第806号）

- 1 この規程は、昭和62年12月16日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年12月20日達第818号）

- 1 この規程は、昭和63年12月20日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年12月18日達第828号）

- 1 この規程は、平成元年12月18日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成2年1月25日達第831号）

この規程は、平成2年1月25日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程の規定は、平成2年1月1日から適用する。

附 則（平成2年12月26日達第844号）

- 1 この規程は、平成2年12月26日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。



- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年12月24日達第854号）

- 1 この規程は、平成3年12月24日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第4条の2の次に1条を加える改正規定、第5条第2項の改正規定並びに第6条第1項の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成4年4月30日達第873号）

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月17日達第879号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成4年12月17日から施行する。ただし、第4条の2第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会役員給与規程（第4項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（特別調整手当に関する暫定措置）

- 3 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程第4条の2第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年11月24日達第886号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成5年11月24日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみ

なす。

附 則（平成6年8月31日達第901号）

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成6年11月15日達第905号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成6年11月15日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年11月7日達第920号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成7年11月7日から施行する。ただし、第4条の3第2項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年1月30日達第924号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成8年1月30日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月16日達第932号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成8年12月16日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年3月12日達第956号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。  
（特別手当に関する特例措置）
- 2 この規程による改正後の日本育英会役員給与規程第5条第2項の規定は、平成10年3月1日から適用し、平成10年3月に支給する特別手当については、同項中「一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合」とあるのは「100分の50」とする。

附 則（平成10年11月25日達第974号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成10年11月25日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年1月6日達第1006号）

（施行日）

この改正規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月28日達第1008号）

この規程は、平成13年3月28日から施行する。

附 則（平成13年12月28日達第1028号）

この改正規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日達第1031号）

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則（平成14年11月28日達第1056号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 平成14年12月に支給する特別手当（以下この項において「12月期特別手当」という。）の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される12月期特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、12月期特別手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日(12月期特別手当について改正後の第5条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあつては、退職し、又は死亡した日)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から同年12月1日前までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、特別調整手当及び特別手当(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間についてこの規程による改正後の日本育英会役員給与規程の規定により算定される俸給等の額の合計額

附 則(平成15年7月9日達第1079号)

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附 則(平成15年10月30日達第1082号)

(施行日等)

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する特別手当の額は第5条第1項及び第2項の規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となつた者にあつては、新たに役員になつた日)において役員がうけるべき俸給、特別調整手当、通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額